

基安発0704第4号  
令和元年7月4日

一般社団法人日本医学会連合  
会長 門田 守人 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長



### 治療と仕事の両立支援対策の推進に当たって主治医に対する周知依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制の構築や「両立支援コーディネーター」の養成によって、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すことが示されました。

厚生労働省では、これまで「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月策定、平成31年3月改訂）を策定し、普及を図ってきましたが、これを受けて平成29年度から「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、社会的なサポート体制の構築を行ってきました。さらに、平成30年度には診療報酬に「療養・就労両立支援指導料」を新設し、第13次労働災害防止計画にも治療と仕事の両立支援を位置づけ、施策の充実・強化を図っています。

こうした中、全国各地の医療機関や企業等の関係各所において、両立支援の実践がなされているものと存じますが、主治医の両立支援への関わりなどの課題も浮き彫りになってきており、主治医への周知が急務となっています。

今後の対策としては、医療と職域の連携を進めたいと考えているところであり、今後、貴団体の加盟学会で開催されるシンポジウムや教育講演などの機会を捉えた治療と仕事の両立支援に関する周知について、貴職の御協力を賜りたく、業務御多忙の折、恐縮に存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。